

国家戦略特区に適用される税制の特例等について

＜国家戦略特区に適用される税制＞（平成26年度税制改正）

○東京都が「アジアヘッドクォーター特区のバージョンアップ」として提案した「**法人税率の抜本的な引き下げ**」は盛り込まれず

＜その他自民党税調における議論＞

- 国家戦略特区では、総合特区と全く異なる提案をすべきとの意見が多い
- 東京に企業等の集積を図ることについても、地方との関係において否定的な議論が出ている

＜税制措置の概要＞（平成25年12月11日（水）自民税調とりまとめ）

国家戦略特別 区域法関連	<p>【実施措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「法人税率の抜本的引下げ」 ※税制措置の全体像は特区事業の具体的内容決定後に検討 ⇒ × 26年度 適用なし ○設備投資減税(国・地方)、○研究開発税制の特例(国)、○固定資産税の特例措置(地方) ⇒ ○ ○国家戦略都市再生事業に対する課税の特例措置(国・地方)
総合特別区域法 関連	<p>【実施措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税率の大幅な引下げ(所得控除率の引上げ)、法人要件の見直しや専ら要件の緩和 ⇒ × 26年度 適用なし ○適用期限の単純延長(2年) ⇒ ○
アジア拠点化推進 法関連	<p>【実施措置】 ○適用期限の延長(1年) ⇒ ○</p>
沖縄振興特別措置 法関連	<p>【実施措置】 ○地域・対象事業者の指定権限を知事へ委譲 ○所得控除制度の抜本的見直し(専ら要件廃止) など ⇒ ○</p>

